

令和1年7月1日

事業者殿

公益社団法人 大阪労働基準連合会  
天満労働基準協会支部

クレーン取扱い業務に係る特別教育（学科）開催について

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）、安全衛生規則第36条15号、クレーン等安全規則第21条により事業者は、次に掲げるクレーンの運転の業務に労働者を就かせるときは当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別教育を行わなければならないとされています。

イ. つり上げ荷重が5トン未満のクレーン

ロ. つり上げ荷重が5トン以上の跨線テルハ

上記特別教育を事業者に代わって三協会共催で下記により実施いたしますので、該当者は受講されますようご案内します。

記

1. 日 時 令和1年 9月11日(水) 13時30分～16時40分  
9月12日(木) 9時00分～16時10分
2. 場 所 守口門真商工会館 2階 案内図参照  
門真市殿島町6-4 (京阪電鉄・門真市駅下車 徒歩約8分)
3. 教育内容 (1) クレーンに関する知識  
(2) 原動機及び電気に関する知識  
(3) クレーンの運転のために必要な力学に関する知識  
(4) 関係法令  
(クレーンの運転) (クレーンの運転のための合図)
4. 受講料 会 員 一人 8,331円 (テキスト代含む)  
非会員 一人 9,359円 (テキスト代含む)
5. 定 員 60名 (定員に達し次第締切ります)  
\* 欠席されても受講料は返戻致しません。
6. 申込方法 別紙申込書(裏面)に記入の上、受講料をそえて9月4日(水)までに下記協会へお申込下さい。  
郵送の場合は、申込書同封のうえ現金書留にてお願いします。  
振込の場合：三菱UFJ銀行 天六支店 普通口座 0241550  
公益社団法人 大阪労働基準連合会 天満労働基準協会支部  
Tel06-6358-2749 Fax06-6358-2759
7. 修了証明 全講義受講者に会社宛(学科)修了証明書を交付いたします。  
☆実技教育は、各事業場で4時間以上実施して下さい。
8. その他 車での来場はご遠慮下さい。

